

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和6年9月18日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社マルアイ

3. 認定事業適応計画の実施期間

令和6年9月～令和9年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

(1) 事業適応計画に係る事業の目標達成状況

本計画では、脱炭素社会への実現に向け、再生可能エネルギーである太陽光発電設備を導入し、店舗での営業活動中に排出されるCO₂排出量を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負担低減に取り組みました。

(2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係るあらたな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

計画1年目である令和6年度計画では新店舗のCO₂排出が新たに増加するため、炭素生産性は612.7（炭素生産性向上割合：-3.8%）を見込んでおりました。令和6年度実績では炭素生産性は646.9（炭素生産性向上割合：1.5%）となりました。具体的な取組例として、マルアイアプリの導入に伴うクーポン効果により、集客増・販売点数増に繋がりました。その結果、既存店売上高、既存店粗利益高の増加により付加価値額が当初の見込みを上回る結果となりました。次期においても積極的な投資（ITインフラ関連・人事教育等）を行い、競合他社との差別化を図り、永続的に成長できる企業環境を造り続け令和8年度（目標年度）までに、炭素生産性を29.2%向上させることを目標とします。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

令和6年度は経常利益を計上しました。経常収支比率は105.5%です。

(4) 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

当初の計画通り令和6年9月にマルアイ尾上店及び11月にマルアイ太子店、令和7年2月にマルアイロジスティクスセンターにて太陽光発電設備の導入を実施しました。また、当該資産についてカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用を受けました。